

# 斑鳩

いかるが



## 6月号の目次

2	住民の生活を守る 斑鳩町独自の新型コロナウイルス 感染症に対する支援策
4	斑鳩町手話言語条例 制定
6	風水害「身を守るのは早めの避難」
10	危険業務従事者叙勲 受章者のご紹介 議会の新しい構成が決まりました
11	令和元年度下半期財政状況
12	斑鳩文化財センターだより
13	図書館だより
14	住民活動センターだより
15	ハチの被害にあわないために ～ハチとの上手な付き合い方～
16	まちの情報
19	新型コロナウイルス感染症に関する 家庭ごみの排出についてのお願い
20	保健センターだより



掲載しているイベント等の情報は、5月18日時点での情報です。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う最新情報は、町ホームページをご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。



# 住民の生活を守る

## 斑鳩町独自の

## 新型コロナウイルス感染症に対する支援策

斑鳩町では、住民のみなさんの生活を守るため、「感染拡大防止への支援」、「家計への支援」、「事業者への支援」の観点から、町独自の支援策として、次の取組みをすすめています。

聖徳太子の説かれた「和の心」で町民一体となり、この危機を乗り越えていきたいと考えていますので、住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

斑鳩町長 **中西和夫**

### 全世帯、全事業所の 水道料金(基本料金)を 2か月分免除します

住民の生活や事業者の経済活動を支援するため、すべての給水契約者に対して、水道料金の「基本料金」を2か月、全額免除します。

事業費 23,400千円

### 免除期間

令和2年7月分と8月分の2か月

申請方法 手続きは不要です。

契約戸数 約11,300戸

担当課 上下水道課

(☎0745⑦41401)

### 全世帯に 不織布マスクを配布

町内の全世帯に、市場で供給不足が続いている、不織布マスクを1世帯あたり50枚配布します。

事業費 36,691千円

配布方法 各世帯に6月上旬から順次、郵送する予定です。

担当課 健康対策課(保健センター)

(☎0745⑩0001)

### 医療機関、介護・障害者施設等へ 不織布マスクを配布

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に注意を払いながら、業務・サービスにあたられている医療機関と、

介護・障害者施設などに、不織布マスクを配布します。

事業費 1,771千円

支給対象 医療機関25か所、介護・障害者施設等30か所

担当課 長寿福祉課

(☎内線120・126)

### 中小企業者を応援 事業継続支援金の支給

事業活動に影響を受けている町内の中小企業・個人事業主を対象に、家賃などの固定費や運転資金など事業の継続に幅広く活用できる支援金を町独自で支給します。

事業費 15,000千円

対象 令和2年2月1日～6月30日に、斑鳩町でセーフティネット保証4号・5号または危機関連保証の認定を受け、金融機関で融資を受けた事業者に対して支給します。

支援金 1事業者につき10万円

申請等 申請方法・支給条件など、詳しくは、町ホームページをご覧ください。

担当課 まちづくり政策課

(☎内線212・213)

## 子育て世帯を応援 国の給付金に上乗せ支給

新型コロナウイルス感染症による学校等の臨時休業、事業所などの休業などにより、子育て世帯の負担が増加しています。その負担を軽減するため、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」に加算して、町独自で給付金を支給します。

事業費 57,450千円

**対象** 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者に対して支給します。

※特別給付は対象外です。

※令和2年3月まで中学生であった児童（新高校1年生）も含まれます。

**給付額** 対象児童1人につき

15,000円

（国の給付金とあわせて1人につき25,000円）

**申請方法** 原則申請は不要です。

対象世帯には5月下旬に案内文書を送付しています。

※公務員の場合は申請が必要です。

**担当課** 福祉子ども課

（☎内線122・127）

## ひとり親世帯を応援 生活支援給付金の支給

就業環境の変化による影響を受けやすい、ひとり親世帯の生活を支援するため、町独自で給付金を支給します。

事業費 5,717千円

**対象** 令和2年4月分（3月分を含む）の児童扶養手当の受給者に対して支給します。

**給付額** 対象児童1人につき

15,000円

**申請方法** 対象世帯には5月下旬に申請書などを送付しています。

**担当課** 福祉子ども課

（☎内線122・127）

## お家や事業所の除菌を応援

ドアノブやテーブル、床などの清掃時に利用できる、殺菌効果のある次亜塩素酸ナトリウム溶液（※手洗い等の消毒には使用できません）を希望者に無料で配布します。

**配布場所** 水道庁舎（三井1335）

**配布時間** 午前9時～午後4時

（土曜・日曜・祝日を除く）

**配布方法** 洗浄済みのペットボトル

などの容器を持参してください。

職員が次亜塩素酸ナトリウム溶液を入れてお渡しします。  
**担当課** 上下水道課  
（☎0745⑦1401）

## 感染症対策として 災害備蓄品等を充実

新型コロナウイルス感染症で社会が混乱するなかでも、自然災害はいつ発生するかわかりません。

このため、指定避難所の感染症防止対策として、不織布マスク・消毒液などを購入し備蓄します。

また、役場庁舎や小・中学校など、公共施設での感染症予防に必要な消耗品を購入するとともに、これまで使用した感染症対策用備蓄品を補充します。

事業費 6,871千円

## 財源の確保にも努めています

町独自の支援策（総額1億4,690万円）については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を予定しています。

また、その他の財源確保の方策についても、今後、町議会と相談しながらすすめていきます。

## 国の特別定額給付金給付事業 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 も、同時に取り組んでいます

○特別定額給付金（給付対象者1人につき10万円）は、5月中旬に世帯主宛てに、申請書を発送しています。もし、申請書が届いていない場合はご連絡ください。なお、申請期限は令和2年8月17日（月）までですので、ご注意ください。

**担当課** 総務課（☎内線262・271）

○子育て世帯への臨時特別給付金は、原則申請は不要です。対象者へは5月下旬に案内チラシを発送しています。（公務員の場合は申請が必要です）

**担当課** 福祉子ども課（☎内線122・127）

※5月15日号広報お知らせ版の折り込みチラシで、サージカルマスクの配布と表現していましたが、サージカルが医療用として誤解を招きやすいことから、不織布と表現を変更しました。

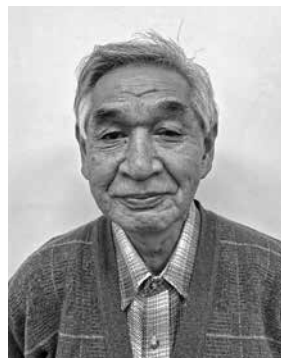




## 障害のある人もない人も

## ともに生きる共生社会をめざして

### 斑鳩町手話言語条例を制定しました



斑鳩町聴覚障害者協会  
会長 小山 純司さん

手話は、私たち、ろう者にとって大切なことばです。耳の聞こえる人が音声で会話をするように、私たちは手や指の動き、顔の表情を使って会話をしています。最近は災害も多く、怖い思いばかりしています。聞こえないということは、自分の力で動くことはできませんが、情報が入らないので、どうしても行動が遅れてしまいます。

このたびの手話言語条例の制定をきっかけに、手話が身近な存在となり、一人でも多くの町民のみなさんが手話を覚え、「いつでも、どこでも」手話で会話ができるようになれば、助けあいができるのでうれしいなと思っています。

手話が日常的にあふれる町をめざ

して、また手話を広めるために頑張っています。

### 中西町長からのメッセージ

斑鳩町は、「手話は言語である」という認識に基づき、手話の理解と普及の促進や、手話を日常的に使用することができる環境を整えることにより、障害の有無にかかわらず、ともに生きる共生社会の実現をめざします。

この条例制定をきっかけに、みなさんが手話を体験し、聞こえない人の世界を知ってもらいたいと思います。



こんにちは (唇)

## 手話は大切な言葉です

みなさんは、手話を見たことがありますか。近頃では、テレビのニュースや、イベントなどで見る機会が増えてきました。

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情などを使って視覚的に表現する言語で、聴覚に障害のある人がコミュニケーションを図るための重要な手段のひとつです。

「障害者の権利に関する条約」(平成18年国連採択)および「障害者基本法」(平成23年改正)でも、手話は言語であると位置づけられています。

## 手話言語条例の制定

多くの人は、音声言語である日本語でコミュニケーションをとっています。同様に手話は、ろう者(聴覚に障害のある人のうち手話を使って日常生活を送る人)にとって大切な言語です。

この手話言語条例は、手話が言語であることを知ってもらい、これまで知らなかった、使ったことのなかった手話、そして聞こえない人のことを理解してもらうために制定しました。

## 聞こえないってどんなこと

聴覚に障害のある人は、外見では分からないため気づいてもらえず、話しかけたのに「無視された」と誤解を受けたり、音による情報が入らないため周囲の状況がわからず危険な目にあうことがあります。また、聞こえる人との会話では相手の話していることが分からない、相手に言いたいことが伝えられないなどのコミュニケーションが困難なことがあります。

## 何をすればいいの

聞こえない人にとって、手話で話しかけてくれることは、とてもうれしいことです。ろう者に会ったときには、手話に自信がない、どうしたらいいかわからないと思うことなく、ぜひ「こんにちは」のあいさつをしてみてください。

手話ができなくても、筆談や、身振り手振り、顔の表情などいろいろな方法で会話ができます。

## 町内でひろがる手話言語

町では、言語としての手話の理解と普及の促進や、手話を使いやすい環境づくりのために、様々な事業を行っています。

### 手話通訳者設置事業

手話通訳士の資格を持った職員が役場本庁舎、生き生きプラザ斑鳩にいます。役場での手続きや、日常生活での相談に応じています。

### 手話通訳者派遣事業

学校、病院や生活の場面などで手話でのコミュニケーションをとる必要があるとき、手話通訳者を派遣しています。

### 手話奉仕員養成事業

初心者対象の入門課程と、経験者対象の基礎課程を開催しています。これまでたくさんの方が受講しています。

### 要約筆記者派遣事業

町主催の講演会などにおいて、手話から分からない聴覚障害者の人・中途失聴・難聴者のために要約筆記者を派遣しています。

## ～ 斑鳩町手話言語条例(抜粋) ～

### 第1条(目的)

この条例は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し、その基本理念を定めて、町、町民及び事業者の責務と役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本となる事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって聴覚障害の有無にかかわらず、すべての町民が共生する社会を実現することを目的とする。

### 第3条(基本理念)

手話の理解及び普及並びに手話を使用しやすい環境の推進は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) ろう者にとっての手話が、生活を営み、社会の中の一員として、情報の取得や意思の表示、他者と意思疎通を行うための手段としての言語であることを理解し、手話を使用する権利を、最大限に尊重すること。
- (2) 手話を第一言語とするろう者と音声言語を第一言語とする者が、互いに人格と個性を尊重し、差別や区別を行うことなく、共生すること。



# 風水害

～あなたの備えは大丈夫？～

## 『身を守るのは、早めの避難』

これから雨の多い時期に入り、洪水・土砂災害などが発生しやすい季節となります。

風水害から身を守るため、大雨や台風などの気象の変化に日頃から関心を持ち、地域の避難場所や安全な避難経路を確認しておきましょう。

問合せ 総務課【☎内線274】



### ● 警戒レベルと避難のタイミング

警戒レベル	住民がとるべき行動	情報発信元
<b>警戒レベル5</b> 災害発生情報	<b>命を守るための最善の行動をとる</b> すでに災害が発生している状況。	斑鳩町が発令
<b>警戒レベル4</b> 避難勧告・ 避難指示(緊急)	<b>全員が避難する</b> すみやかに避難しましょう。 避難困難な場合は、建物内でより安全な場所へ。	
<b>警戒レベル3</b> 避難準備・ 高齢者等避難開始	<b>高齢者等は避難をはじめ</b> 避難に時間を要する人(高齢者、障害者、乳幼児など)とその支援者は避難を開始しましょう。	
<b>警戒レベル2</b> 大雨注意報・ 洪水注意報等	<b>避難行動を確認する</b> 避難に備え、ハザードマップなどにより、 <u>自らの避難行動を確認</u> しましょう。	気象庁が発表
<b>警戒レベル1</b> 早期注意情報 (警報級の可能性)	<b>災害の心構えを高める</b> 災害への心構えを高めましょう。	

### ● 避難情報の伝達方法

下記の方法などでみなさんへ伝えられます。

- ・ 防災情報メール
- ・ 緊急速報(エリア)メール
- ・ 電話とfaxによる災害情報システム
- ・ 広報車による伝達
- ・ 有線放送(音声遠隔システム)
- ・ NHK総合(奈良放送局 1チャンネル)
- ・ 口頭による伝達
- ・ サイレン

### ● 警戒レベルでの避難勧告の伝達例文

警戒レベル4 全員避難

こちらは斑鳩町です

発令内容 ○月○日○時○分、避難勧告発令

対象地域 ○○地区の浸水想定区域内の方

発令理由 ○○川が氾濫の恐れがあるため

行動要請 対象地域の方は速やかに安全な場所へ避難してください。

避難所 ○○・○○小学校、○○公民館・○○体育館

## ○斑鳩町防災ハザードマップを確認しましょう



「地震」、「洪水」、「土砂災害」、「ため池」のハザードマップを1冊にまとめた「斑鳩町防災ハザードマップ」を利用して、どのような行動をとるべきか、確認しておきましょう。

このハザードマップは、災害の種別に応じた地域の危険度マップのほか、災害への備えや、非常持出品チェックリスト、災害が発生した際の情報収集の方法、斑鳩町内の避難所一覧など、防災に関するさまざまな情報を掲載しています。

ハザードマップは町ホームページにも掲載しています。また、町在住の人で、まだハザードマップをお持ちでない人には、お渡ししますので、総務課へお越しください。

## ○斑鳩町防災情報メールの登録を!

### 総務課のメールアドレスへ配信希望メールを送る

配信を希望するメールアドレスから、件名に「防災情報メール配信希望」と、本文に配信情報種別を記入し、「soumu@town.ikaruga.nara.jp」へ送信してください。また、総務課窓口でも登録も行っていますので、気軽にお越しください。

メールを受け取ることができない人に対しては、電話による音声案内やfaxによる情報提供も行っています。配信を希望する人は、総務課へお問い合わせください。



QRコードを読み取り、斑鳩町ホームページから防災情報メールの登録ができます。

## ○テレビ(地デジデータ放送)での情報収集方法

NHKのデータ放送では、テレビに設定した郵便番号に基づき、市町村ごとのきめ細かな防災情報を得ることができます。災害に備え、あらかじめ操作方法を確認しておきましょう!

- ① NHK総合(奈良放送局:1チャンネル)を表示しdボタンを押す。
- ② リモコンの矢印で「防災・生活情報」を選択し「決定」を押す。
- ③ リモコンの矢印でご覧になりたい情報(「警報・注意報」・「河川水位・雨量」など)を選択し、「決定」を押すと情報が表示されます。

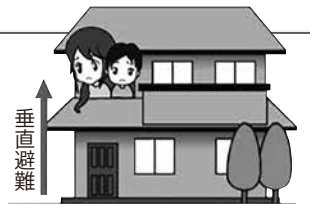


# 『新型コロナウイルス感染症まん延時に 避難所へ避難する場合』

新型コロナウイルスの感染拡大が危惧されるなかではありますが、地震や大雨などの災害はいつ起きるかわかりません。町において避難所を開設する場合、可能な限り衛生環境の確保に努めますが、みなさんも避難所における新型コロナウイルス感染症対策として、下記の内容を参考にいただき、避難所への避難の必要性などを含め、平時から事前準備と多様な避難を検討しましょう。

## ◎自分の住んでいる場所が危険かどうか確認する

斑鳩町防災ハザードマップで、お住まいの地域が土砂災害警戒区域や浸水想定区域であるかを確認しましょう。危険な区域にお住まいではなく、安全が確保できる人は、**在宅避難を基本とした避難行動**をとりましょう。



## ◎親戚や友人の家などへの避難を検討する

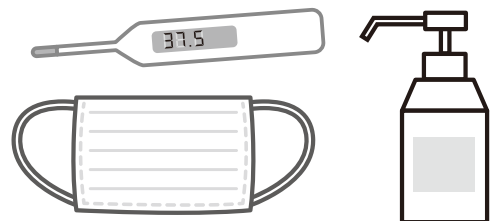
**自宅での安全確保が可能な人は、必ずしも避難所に行く必要はありません。**

本当に避難所に行く必要のある人を、適切に受け入れられるようご協力ください。自宅が危険な場合も、避難先は町が開設する避難所だけではありません。**避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は安全な親戚・知人宅に避難することも考えましょう。**

## ◎避難所へ持ち出すものの準備

ウイルス感染症防止対策として、非常持出品に加えて、下記のものも可能な限り準備し、いつでも避難所などへ持ち出せるようにしておきましょう。町の備蓄品にも限りがあります。ご自身で必要なものは、できるだけご自身で持参してください。

- ・ **マスク** (マスクを持っていない人は、鼻と口を覆うことができる大きさのタオルなども代わりに使えます)
- ・ **アルコール消毒液** (ウエットティッシュなど)
- ・ **体温計** など



## ◎感染症対策の徹底

避難所では、**マスクの着用を徹底**しましょう。また、こまめに**手洗い**をするとともに**咳エチケット**などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

もし、避難所生活が続いた場合は、**「3つの密 (密閉・密集・密接)」を避け**ましょう。



# 斑鳩町の避難所施設

指定緊急避難場所とは、災害が発生または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための施設で、災害種別ごとに指定しています。

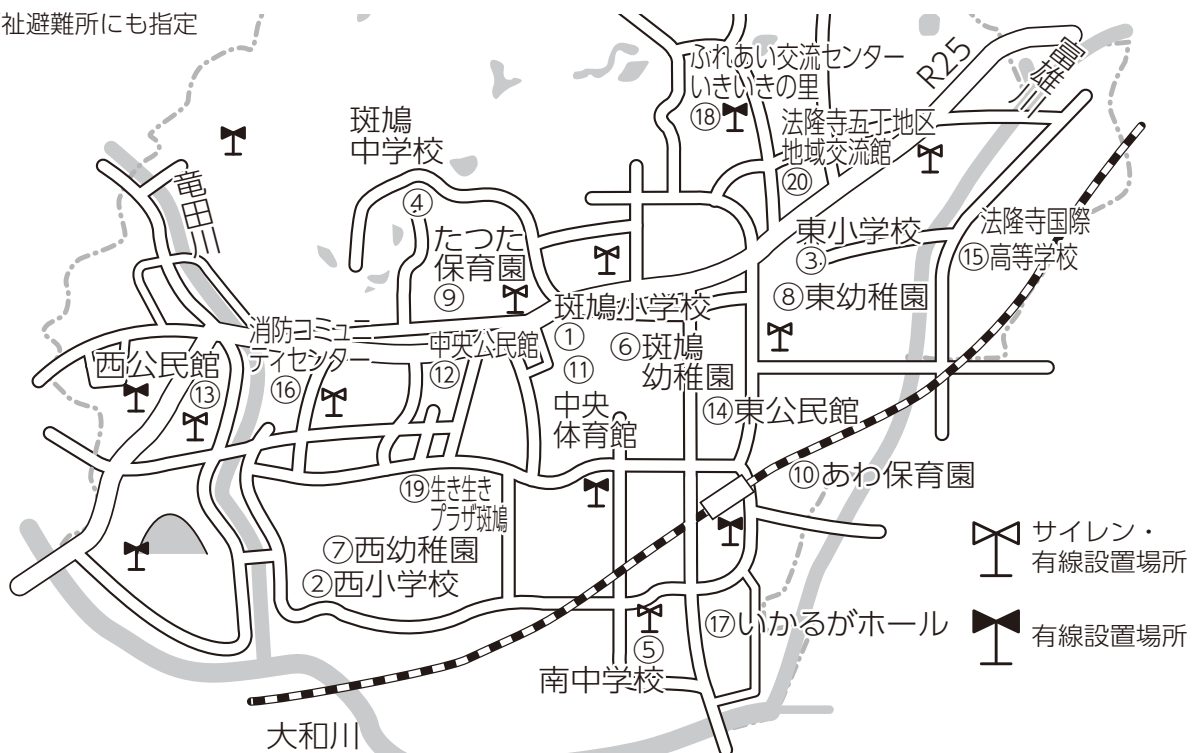
指定避難所とは、災害の危険性があり避難した人や、災害により家に戻れなくなった人が滞在することができる施設です。

なお、避難所施設は、災害から住民の安全を確保するため避難勧告などを行った場合または避難を求める住民がいる場合に、その状況に応じて安全な施設を指定し、開設します。

## ●指定緊急避難場所

No.	施設・場所名	住 所	対象とする異常な現象の種類						指定避難所
			洪水	土石 地滑り	がけ崩れ 及	地震	火事 大規模な	内水 氾濫	
1	斑鳩町立斑鳩小学校	法隆寺南1-13-46	○	○	○	○	○	○	
2	斑鳩町立斑鳩西小学校	神南2-4-25		○	○	○		○	
3	斑鳩町立斑鳩東小学校	法隆寺南2-11-5	○	○	○	○	○	○	
4	斑鳩町立斑鳩中学校	龍田北1-20-1	○		○	○	○	○	
5	斑鳩町立斑鳩南中学校	目安北3-1-77		○	○	○		○	
6	斑鳩町立斑鳩幼稚園	法隆寺南1-13-15	○	○	○	○	○	○	
7	斑鳩町立斑鳩西幼稚園	神南2-4-31		○	○	○		○	
8	斑鳩町立斑鳩東幼稚園	興留東1-1-16	○	○	○	○	○	○	
9	斑鳩町立たった保育園	龍田1-5-1	○	○	○	○	○	○	
10	斑鳩町立あわ保育園	阿波3-5-33		○	○	○		○	
11	斑鳩町中央体育館	龍田南1-1-61	○		○	○	○	○	
12	斑鳩町中央公民館	龍田南2-2-43	○	○	○	○	○	○	
13	斑鳩町西公民館	龍田西4-2-25	○		○	○	○	○	
14	斑鳩町東公民館	興留5-5-28		○	○	○		○	
15	奈良県立法隆寺国際高等学校	高安2-1-1		○	○	○		○	
16	斑鳩町消防コミュニティセンター	龍田南5-7-47	○	○	○	○	○	○	
17	斑鳩町文化振興センター（いかるがホール）	興留10-6-43		○	○	○		○	
18	斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里	法隆寺北1-13-15	○	○	○	○	○	○	
※19	斑鳩町総合保健福祉会館（生き生きプラザ斑鳩）	小吉田1-12-35		○	○	○		○	
20	斑鳩町法隆寺五丁地区地域交流館	法隆寺東1-4-6	○	○	○	○	○	○	

※福祉避難所にも指定



# 春の叙勲

危険業務  
従事者叙勲

警察官や消防士など危険性の高い仕事に就いていた人が対象となる「危険業務従事者叙勲」が発令され、斑鳩町から松前行英さんが受章されました。



まつまえ ゆきひで  
松前 行英 さん

瑞宝単光章(警察功労)

松前さんは、昭和43年から平成20年までの40年間、大阪府警察第一機動隊、各署地域課、府警本部刑事部で勤務し、うち約30年間は刑事警察として、業務に携わってこられました。

「このような名誉を賜り、大変嬉しく思っております。今後とも、この名誉に恥じることのないよう一層精進いたします。」と、喜びを語る松前さん。

「特に印象深いのは、連続放火犯を現行犯逮捕したことです。部下捜査員と深夜の張り込み中、灯油を壁にまぎ、丸めた新聞紙に火をつけた犯行を現認し、現行犯逮捕しました。安全で住みよい町をつくるのが仕事と、日頃の口ぐせを実践した事件のひとつでした。」と当時を振り返られました。

受章を心よりお喜びし、なお一層のご活躍を期待いたします。

# 議会の常任委員会等の委員

5月13日(水)に各委員会の委員の選任が行われました。新しい委員会の構成をお知らせします。(敬称略)

## 総務常任委員会

委員長	木澤 正男
副委員長	伴 吉晴
委員	溝部 真紀子
〃	齋藤 文夫
〃	嶋田 善行
〃	井上 卓也

## 広報発行常任委員会

委員長	濱 眞理子
副委員長	奥村 容子
委員	齋藤 文夫
〃	小城 世督
〃	大森 恒太郎
〃	嶋田 善行

## 厚生常任委員会

委員長	濱 眞理子
副委員長	横田 敏文
委員	溝部 真紀子
〃	中川 靖広
〃	小城 世督
〃	伴 吉晴

## 議会運営委員会

委員長	嶋田 善行
副委員長	伴 吉晴
委員	溝部 真紀子
〃	齋藤 文夫
〃	横田 敏文
〃	木澤 正男
〃	奥村 容子

## 建設水道常任委員会

委員長	井上 卓也
副委員長	大森 恒太郎
委員	中川 靖広
〃	横田 敏文
〃	木澤 正男
〃	奥村 容子



## 小学校の手洗い場の抗菌作業を実施

学校が再開された際に、少しでも安心して子どもたちが登校できるよう、新型コロナウイルス感染症対策として、一般社団法人法隆寺青年会議所のみなさんの取り組みにより、斑鳩小学校・斑鳩西小学校・斑鳩東小学校の手洗い場の抗菌コートが施されました。

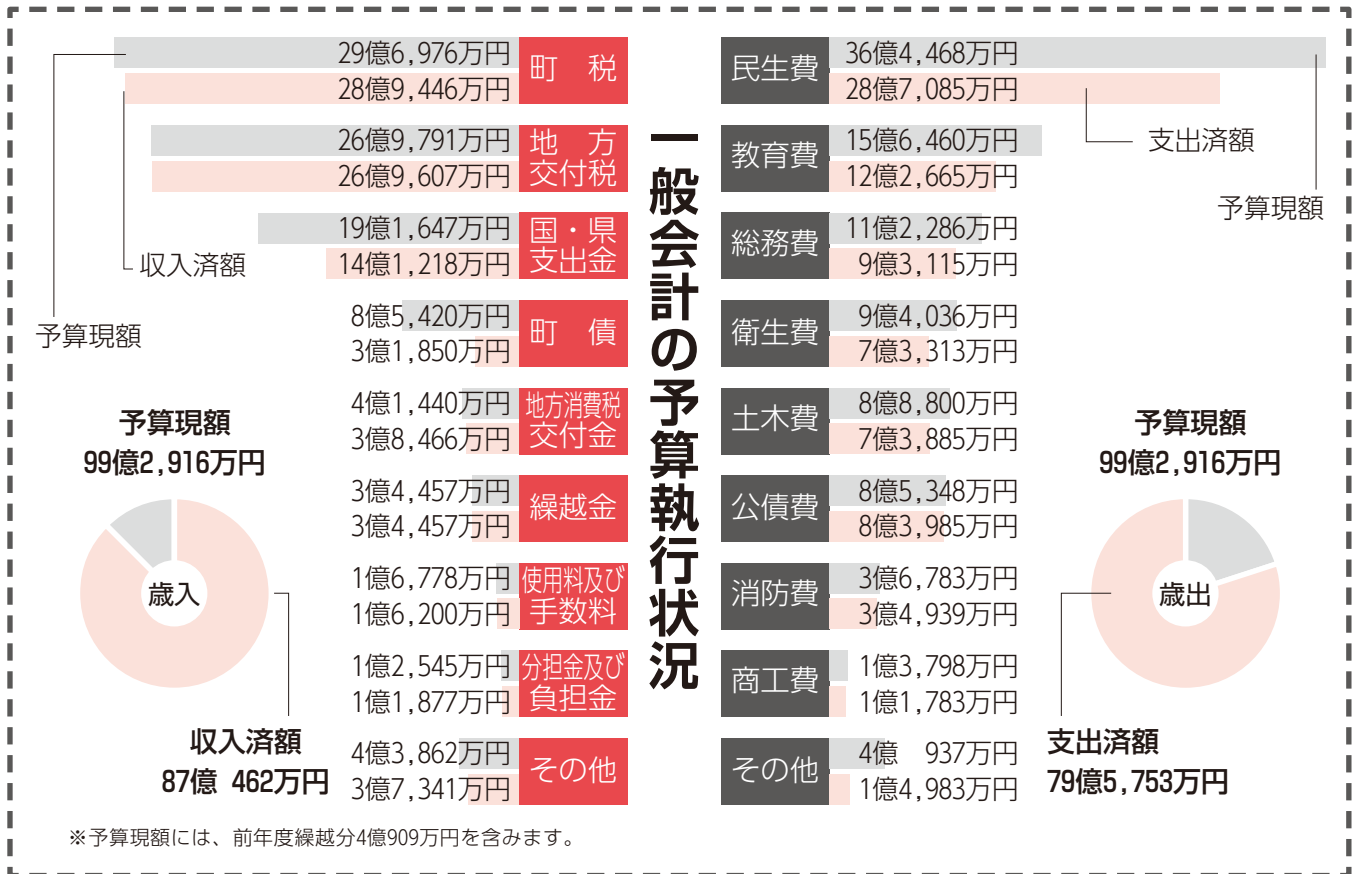


5月1日  
(金)

# 町の財政状況をお知らせします

## —令和元年度下半期—

斑鳩町では、毎年2回財政状況を公表し、町の収入や支出の状況などをお知らせしています。今回は、令和2年3月31日現在の状況です。ただし、5月31日まで出納整理期間がありますので、決算額とは異なります。 財政課(☎内線253)



### 特別会計の予算の執行状況

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	33億3,419万円	28億4,504万円	29億5,364万円
介護保険事業(保険事業勘定)	26億1,499万円	19億8,078万円	21億8,445万円
介護保険事業(介護サービス事業勘定)	1,061万円	894万円	679万円
後期高齢者医療	4億5,960万円	4億5,562万円	4億1,693万円
合計	64億1,939万円	52億9,038万円	55億6,181万円

### 財産の状況

土地	356,196㎡
建物	89,615㎡
有価証券	104万円
出資	5億3,250万円
基金	31億9,188万円
一時借入金	0円

### 町債(借入金)の残高

会計名	平成31年3月31日	平成31年4月1日～令和2年3月31日		令和2年3月31日
	残高	借りたお金	返したお金	
一般会計	82億9,503万円	9億8,430万円	9億1,113万円	83億6,820万円



# あまり知られていない 斑鳩町の古墳②



今月号では、開催が中止になりました春季企画展「知られざる斑鳩の古墳 一斑鳩の古墳展②」で取り上げる予定だった、稲葉車瀬古墳群について紹介します。



▲ 1号墳周濠内の遺物出土状況

## 町内の古墳

町内には、現在までに70基あまりの古墳が確認されています。発掘調査によりその存在が明らかとなったものや、埴輪などの出土により周囲に古墳の存在が想定されるようになったものなど、すでに消滅したものを含めるとその数はさらに多くなると考えられます。

稲葉車瀬古墳群も、「いかるがパークウェイ」の建設工事にともない、平成19年度～平成20年度に奈良県立橿原考古学研究所により実施された発掘調査によって、その存在が明らかとなりました。

## 稲葉車瀬古墳群

稲葉車瀬古墳群は、竜田川にかかる岩瀬橋から北東方向にある、北から延びる丘陵の先端部付近に立地する古墳群です。

円墳2基、方墳4基、小石室2基が確認されていますが、いずれの古墳も墳丘は削られていたため、墳丘の周りに巡らされた濠しか残っており、どのような埋葬施設であったかはわかりません。

古墳の規模としては、濠の存在から、直径約13.5mの円墳が最も大きく、その他は直径または一辺が10m程度

の円墳や方墳と推定されます。

この古墳群には、西側の1基を除き、他の古墳の周濠が接するように、東西に密に並ぶ特徴があります。また、それらのうちの、2基の古墳からは、周濠内に須恵器などを意図的に配置した状態で見つかっています。

これらの出土遺物から、5世紀後半～6世紀初めに造営され、古墳群は調査区の南へさらに広がると考えられています。そして、古墳に重なるように、6世紀後半～7世紀初め頃の掘立柱建物が建てられていることから、この頃には古墳の一部は埋没していたものと思われる。

さらに、三室山の南側の斜面地にかつて存在した、6世紀に造られた「神南古墳群」との関係も注目されます。



▲ 7号墳出土遺物

## 春季企画展を中止します

斑鳩文化財センター

(☎0745⑦1200)

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、5月31日(日)まで、斑鳩文化財センターの臨時休館を延長しています。

このことに伴い、5月23日(土)～7月5日(日)を会期とした春季企画展「知られざる斑鳩の古墳 一斑鳩の古墳展②」の開催を中止します。展示会を楽しみにしていただいていたみなさんには大変申し訳ありませんが、ご理解の程よろしくお願います。



## 6月の納税

納期限 6月30日(火)

○町民税(普通徴収・第1期分)  
… 税務課 (☎内線154)



# 図書館へ行こう！

## 図書館・図書室のおはなし会について

6月のおはなし会の実施については、図書館ホームページでご確認ください。



### 電子図書館



図書館では電子図書館サービスを行っています。

インターネットを通じて、パソコンやスマートフォン、タブレットで電子書籍を1人5冊まで借りて読むことができます。

ご利用にはパスワード登録が必要です。(メールでの申し込みもできます)

電子図書館には、次のようなジャンルの電子書籍があります。

- ・「マンガでわかる」シリーズ
- ・「すみっコぐらし」などのキャラクターブック
- ・ライトノベル
- ・家事や育児に役立つ本  
など

この他、様々なジャンルの電子書籍をご用意していますので、この機会にぜひご利用ください。

### お知らせ



### 電子図書館 第3回電子書籍購入リクエスト募集

ライトノベルの電子書籍購入リクエストを募集します。

**募集期間** 6月1日(月)～30日(火)

**日時** 斑鳩町電子図書館に登録されている人・または登録希望の人(町在住・在勤・在学の人のみ)

**対象ジャンル** ライトノベル

**申込** メール・faxでお申し込みください。

※詳しくは、斑鳩町電子図書館

ホームページでご確認ください。

(<https://www.d-library.jp/ikaruga/>)



### 本の予約や貸出延長がホームページから行えます

パスワードの登録はお済みですか？

パスワードを登録いただくと、パソコンやスマートフォン、タブレットで、図書館のホームページから貸出中の本の予約や貸出期間の延長手続きができるようになります。

詳しくは、図書館ホームページをご覧ください。

### 6月の図書展示(6月1日～6月29日)

「男女共同参画社会」の展示を行います。

## 広報クイズ

**Q** 毎年6月は食育月間。毎月〇〇日は食育の日さて、〇に入る数字は何でしょう？

(6月12日(金)必着)

**応募方法** はがきにクイズの答え、住所、氏名、電話番号を書いて、「〒636-0198 斑鳩町役場・広報クイズ係」まで。正解者のなかから、抽選で2人に斑鳩町商工会で購入できる「斑鳩ブランド認定品」商品券1,000円分をプレゼントします。プレゼントの当選は、発送をもってかえさせていただきます。

**5月号広報クイズの答** ④ (応募総数15)

町政や広報についてのご意見・ご要望も、お書き添えください。

## 町民憲章 (平成9年5月9日制定)

わたしたちは、聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし、「和」の精神を尊び、明るく豊かな郷土をつくります。

- 一、歴史と文化を大切にし、貴重な遺産を次の世代に伝えます。
- 一、恵まれた自然との調和をはかり、やすらぎのあるまちにします。
- 一、人権を尊重し、心のふれあうまちをめざします。
- 一、ともに生き、ともに学び、未来を拓く活力のあるまちにします。
- 一、知恵と力を出し合い、住みよいまちを築きます。



◀町の木 つばき



# 協働のまちづくり



住民活動センター(住民活動の拠点)から、住民活動センターについて紹介します。「住民活動センターって、どんな役割を担っているの?」という疑問にお答えします。

**問合せ** 住民活動センター (生き生きプラザ斑鳩内)  
☎0745 ⑩ 1000(代) ☎090-5890-9527  
✉ ikarugakyodo@yahoo.co.jp 🌐 <http://ikaruga-kyodo.jimdo.com/>

## 住民活動の拠点 住民活動センターについて

斑鳩町では、平成26年に「協働のまちづくり条例」を施行し、住民の力を活かし地域の力を高めて、住みよいまちにしていく「協働のまちづくり」の取り組みを行っています。町内の住民活動が活発になり、一人ひとりの住民が力を発揮できるまちになることをめざして、平成28年7月に「住民活動センター」がオープンしました。

### 住民活動センターの役割

#### ①住民活動の相談窓口

より住みやすい斑鳩町にするため、活動してみたい住民のみなさんの相談窓口です。

「斑鳩町の豊かな自然を守りたい」「斑鳩町の歴史や文化を次世代に伝えたい」「住民の健康のために活動したい」「子どもたちが、のびのびと育つ町にしたい」など、さまざまな活動について気軽にご相談できる窓口です。

#### ②住民活動団体の登録

住民活動センターに活動団体として登録すると、住民活動センターのミーティングスペースやパソコンを利用できます。また、生き生きプラザ斑鳩の会議室使用料が半額になります。

#### ③情報発信

生き生きプラザ斑鳩内「情報ボード」やセンターカウンターで団体チラシを掲示・設置、協働のまちづくりホームページへの掲載、住民活動センターメールマガジンで登録団体の情報を発信しています。

#### ④新しい活動の立ち上げ支援(協働のまちづくり活動提案事業の支援)

行政と目的や目標を共有し、公共的・公益的な課題に取り組む協働事業の立ち上げを支援します。活動の立ち上げについての相談や、行政担当課との橋渡しを行います。

平成28年度11団体、平成29年度9団体、平成30年度7団体、平成31年度3団体、令和2年度2団体の活動提案事業団体立ち上げ支援を行いました。

#### ⑤講座の開催

活動に役立つSNS講座・運営資金講座を中心に、開催しています。

#### ⑥ボランティア登録と活動支援

ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人とのマッチングを行う、平成29年度活動提案事業団体「いかるがつながり隊」との協働で、窓口での対応を行っています。

住民活動センターは、生き生きプラザ斑鳩の1階に開設しています。業務時間は、平日午前9時～正午、午後1時～4時です。いつでも気軽にご相談ください。

社会福祉協議会の隣に開設しています ▶





# ハチの被害にあわないために

ハチとの上手な付き合い方

## ハチとうまく付きあうために

近年、ハチが市街地に営巣することが多くなり、刺される被害も出ています。

ただし、ハチが人を刺すのは、ハチ自身か巣が危険にさらされた時であり、うまく付きあえば、刺されることもなく、ケムシなどを捕獲してその発生を防ぐ、人に利益をもたらす益虫でもあります。

ハチの生態や習性を理解し、うまく付きあっています。

## スズメバチの生態について

スズメバチはハチの中でも、もっとも大型で攻撃性が高く、巣を守るために人を襲うことがあります。

【4～5月ごろ】

巣作り・産卵がはじまります

【6～8月ごろ】

ハチ・巣が急成長します

【7月下旬～10月ごろ】

最盛期 ※非常に危険な時期です

【10月下旬～11月以降】

ハチの数が減少します



## 環境対策課(☎内線133)

巣は低木の枝などに作ることが多く、人家の生垣や庭木、軒先にもつくりまします。



## ハチに刺されないために

・巣を見つけたら、絶対に近づかないようにしましょう。

・ハチを頻繁に見かけるような場所は、近くに巣がある可能性が高いので近づかないようにしましょう。

・巣に刺激を与えてはいけません。

・山に入るときは、黒い服は避け、白など明るい色の服装にしましょう。また、匂いの強い香水や整髪料などはハチを誘引したり、興奮させることがあるので控えましょう。

## 万一刺されてしまったら

巣の近くで刺されたら、すみやかにその場から離れてください。ハチのまき散らす警戒フェロモンに呼び寄せられて、多数のハチが攻撃してくることがあるため、とても危険です。

その場を離れたら、すぐに患部から、指などで毒を絞り出してください。この時、絶対に口で吸ってはいけません。歯ぐきから毒が入る可能性があります。そのあとは、冷水で患部を洗いながら冷やし、病院に行って、医師の診察を受けてください。

## 巣をつくらせないためには

家の周りにハチの巣をつくらせないために、春先から、定期的に家の周りを点検しましょう！

## 早期の巣であれば、駆除も簡単です。

庭木の剪定を定期的の実施し、風通しを良くし、巣をすぐ見つけられるようにしましょう。

## ハチは外敵から巣を守るため、生い茂った場所に巣をつくる傾向があります。

庭の整理をし、不要なものを置かないようにしましょう。

## 置きっぱなしのものや、人の出入りの少ない場所に巣をつくりまします。

通気口には目の細かなネットを取り付けて、亀裂や壁の隙間などは塞いでおきましょう。

## ハチの侵入を防ぎ、屋根裏や壁の間に巣をつくるのを防ぎましょう。

## スズメバチ被害防止対策補助金

斑鳩町では、駆除業者に依頼して、スズメバチの営巣駆除を実施した場合、補助金を交付しています。

## 対象 次の要件をすべて満たす人

- ①町内で、スズメバチが営巣している建物もしくは土地の所有者、管理者または貸借している人
- ②当該建物などの所有者または管理者から駆除に関する承諾を得ていること(ただし、国および地方公共団体などが管理する建物などを除く)
- ③自ら駆除することが困難なこと
- ④駆除業者により駆除すること

補助金額は、駆除に要した費用の2分の1(100円未満の端数があるときは切り捨て)とし、10,000円を限度とします。

## 申請 斑鳩町スズメバチ被害防止対策補助金交付申請書兼請求書に次の必要書類を添付し、申請してください。

- ・駆除業者に支払った費用の領収書
- ・駆除を行った現場の位置図
- ・駆除する前と駆除した後の現場の状況が分かる写真
- ・その他、必要書類

※申請書は町ホームページからダウンロードできるほか、環境対策課窓口でもお渡ししています。



**寄附のお礼**

川口 和子 様

土地(龍田北1丁目地内)



厚くお礼申し上げます。

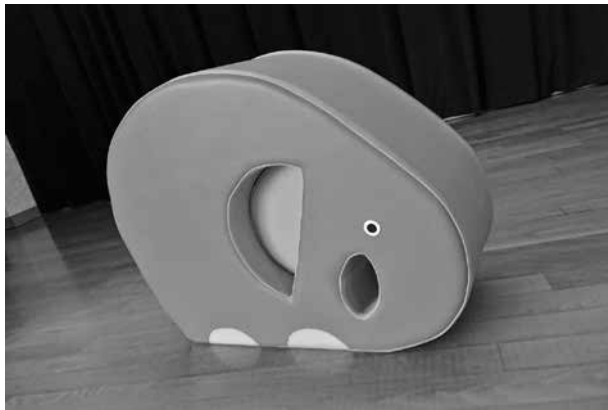
- 主な連絡先**
- 斑鳩町役場 ☎0745-74-1001
  - 上下水道課(上水道係) ☎0745-74-1401
  - 上下水道課(下水道係) ☎0745-74-2406
  - 町立図書館 ☎0745-75-7733
  - 中央公民館 ☎0745-74-1511
  - 東公民館 ☎0745-74-4122
  - 西公民館 ☎0745-75-3911
  - 中央体育館 ☎0745-75-3100
  - 斑鳩文化財センター ☎0745-70-1200
  - 生き生きプラザ斑鳩 ☎0745-70-1000
  - 保健センター ☎0745-70-0001
  - 斑鳩町地域包括支援センター ☎0745-74-5666
  - 斑鳩町観光協会 ☎0745-74-6800
  - ふれあい交流センター いきいきの里 ☎0745-74-0990
  - 衛生処理場 ☎0745-74-2371
  - 西老人憩の家 ☎0745-74-1517
  - 東老人憩の家 ☎0745-74-5050
  - ふらっぴん♪ ☎0745-44-3177
  - いかるがホール ☎0745-75-7743
  - 三室休日診療所 ☎0745-74-4100
  - 斑鳩町シルバー人材センター ☎0745-75-0884

**寄附のお礼**

大阪ガスグループ

“小さな灯”運動

児童用クッション遊具



設置場所 あわ保育園  
厚くお礼申し上げます。

**募集**

**第49回**

**奈良県高齢者美術展作品募集**

長寿福祉課(☎内線123)

**開催期間**

8月28日(金)～9月2日(水)

午前9時～午後4時

(8月31日(月)は休館日)

**開催場所** 奈良県文化会館

**出品資格** 県内在住で昭和37年4月

1日以前に生まれた人(アマチュアのみ)

(のみ)

**種目** 日本画、洋画、書、工芸(彫塑)、

手芸、写真(1部門につき1人2点

まで、未発表のもの)

**表彰** 優秀な作品には、種目別に賞

状と賞品を授与します。ただし、昨

年度入賞者の作品は賞の対象から

除き、「参考作品」として取り扱

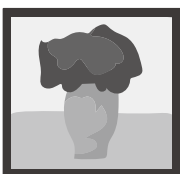
います。

**申込** 7月6日(月)までに、長寿福

祉課で配布する申込用紙に記入の

うえ、お申し込みください。

**出品料** 1,000円(申し込みまで



に出品要領で定められた所定の口  
座にお振り込みください)  
※その他、詳しくは長寿福祉課へ  
お問い合わせください。

**● 広告枠 ●**



お知らせ

レジ袋有料化  
7月1日スタート

環境対策課(☎内線133)  
7月1日から、全国一律でプラスチック製買物袋(いわゆるレジ袋)の有料化がスタートします。

日々のくらしの中で身近な存在のレジ袋。しかし、そのほとんどがごみとして廃棄されています。近年、地球規模の問題となっているプラスチックごみの海洋流出を含めた環境問題が深刻さを増しています。

生活の中に溶け込んだレジ袋を減らすためには、ひとり一人の意識を変えることが必要です。  
環境のために、マイバックを持参しましょう。

**レジ袋有料化**  
2020年7月1日スタート  
レジ袋削減にご協力ください

環境問題解決の第一歩

◇児童手当の現況届は  
6月30日までに

福祉子ども課(☎内線127)  
現在、児童手当受給者として認定されている人は、6月1日(月)〜30日(火)の期間中に「現況届」を福祉子ども課へ提出してください。

(現況届は、対象者に郵送します)  
現況届とは、受給者の前年の所得状況や6月1日現在の養育状況などを確認する手続きのことです。

現況届を提出されないと、6月分以降の児童手当の支給を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

また、次の受給資格に該当する人は、申請の手続きを行ってください。  
手当は申請月の翌月から支給します。

**受給資格** 15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(中学校修了前の児童)を養育している人



6月の相談	内容	相談日	時間	場所	申込
無料法律相談	不動産、相続、離婚、損害賠償、金銭貸借、保証など民事上のトラブルなどに関する相談	9日(火)、16日(火)、23日(火) (電話予約申込順)	13:00~16:00	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 <b>電話による相談のみ</b> 受付します。	住民課 (☎内線163)
消費生活相談	契約のトラブル、悪質商法、商品の品質・欠陥など消費生活全般に関する相談	25日(木) 4日(木)、11日(木)、18日(木)	9:00~16:00 13:00~16:00		申込不要 問合せ 住民課 (☎内線163)
人権相談	人権の侵害や差別に関する相談	10日(水) (毎月第2水曜日)	13:00~16:00		みんなの人権110番 ☎0570-003-110
行政相談	行政の仕事や手続き、サービスに関する相談	2日(火)			総務省奈良行政監視行政相談センター ☎0742-24-1100
青少年悩みごと教育相談	青少年の悩みや不安といった心の問題に関する相談	毎週火・金・土曜日	9:00~16:00	中央公民館	申込不要 電話相談可能 ☎0745-74-0077
出前サポステ若者自立の無料相談	働くことについて悩みを抱える15~39歳くらいまでの若者やその保護者を対象とした相談・支援	毎月第4金曜日 (祝日を除く)	10:00~12:00	中央公民館	☎0744-44-2055 fax0744-44-2056 (若者サポートステーションやまと)
創業支援相談	事業計画書の作成支援や創業全般に関する相談	16日(火)	18:00~20:00	商工会館	斑鳩町商工会 ☎0745-74-2500
子育て相談	子育てについてのさまざまな悩みを臨床心理士などがお受けします	毎月第2・第4水曜日	9:00~16:00	生き生きプラザ斑鳩相談室	福祉子ども課 (☎内線125)
女性のための相談	女性が抱えるあらゆる悩みの相談	26日(金) (第4金曜日)	13:00~16:00	役場会議室	予約専用 ☎0745-75-9269 休日を除く 8:30~17:30

※相談の時間が9:00~16:00の場合は、12:00~13:00の間は不在となります。



## 教科書見本の展示

教育委員会事務局総務課

(☎内線2334)

生駒郡教科書センターを斑鳩町で設置します。センターでは、令和3～6年度に中学校で使用される教科書見本を展示します。

生駒郡内公立中学校で使用する教科書は、所定の手続を経て、展示する教科書見本の中から選んでいきます。あわせて、中学校で現在使用している教科書見本の展示も行いますので、ぜひご覧ください。

場所 斑鳩町教育委員会

(斑鳩町役場内)

期間 6月12日(金)～

7月10日(金)

時間 午前9時～午後5時

閉庁日 土曜・日曜日



## 令和3年度小学校就学予定児対象の教育相談のお知らせ

教育委員会事務局総務課

(☎内線2334)

来年度、小学校入学のお子さんにこんな様子は見られませんか。

- ・テレビや絵本を見るとき、極端に目を近づける。
- ・名前を呼んでも気が付かないことがある。
- ・手足を動かさずとも思うように動かせない。
- ・言葉の遅れや発音・きつ音が気になる。
- ・読み・書き・計算など特定の学習において、理解に時間がかかる。
- ・こだわりが強く、友達と協力して活動することが苦手である。
- ・感情の起伏が激しく、円滑な集団活動が苦手である。

など、お子さんの就学について、不安

## 令和2年度 町民税・県民税の納税通知書を発送します

税務課(☎内線154)

- 発送予定日 6月10日(水)
- 納期限 第1期 6月30日(火)  
第2期 8月31日(月)  
第3期 11月2日(月)  
第4期 2月1日(月)

※1年分の納付書(4枚)をまとめて同封しています。  
全納する場合は、4枚の納付書をすべて使用してください。

※口座振替の人は、納税通知書に記載の口座から納期限に引き落としとなりますので、残高確認をお願いします。

※納税通知書に記載の「課税明細」、「納付方法」をご確認のうえ、各期別の納期限までに納付をお願いします。

※ご不明な点は、税務課へお問い合わせください。

や心配事、悩みのある人を対象に、特別支援教育関係係員や町教育委員会事務局員がチームを組んで、相談に応じます。

相談日 7月27日(月)

※時間は後日、個別に通知します。

※相談時間は、1人につき1時間程度です。

場所 中央公民館

※新型コロナウイルスの状況により変更する場合があります。

申込 通園されている幼稚園、保育園、教育委員会事務局にある申込用紙に、必要事項を記入のうえ、6月26日(金)までに各園または教育委員会事務局へお申し込みください。

その他 相談は無料です。相談内容の秘密は厳守します。母子手帳、記録、作品など、お子さんの様子がわかるものがあれば、相談日当日にお持ちください。

## 身体障害者相談員・知的障害者相談員について

福祉子ども課(☎内線122)

障害者相談員は、障害のある人やその家族の身近な相手として、相談に応じます。現在、次の人が相談員として活動いただいています。

### 身体障害者相談員

・奥田 博さん

興留7丁目3番11号

(☎0745⑤25885)

・須川 一美さん

法隆寺2丁目6番5号

(☎0745④4036)

・紀 勉さん

法隆寺西1丁目2番16号

(☎0745④2147)

### 知的障害者相談員

・井上 一夫さん

龍田2丁目1番36号

(☎0745④6540)





## 新型コロナウイルス感染症に関する

# 家庭ごみの排出についてのお願い

環境対策課 (☎内線133)

感染症の拡大防止対策へのご協力をお願いします。

### 家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる場合は、次のことを心がけ、感染症の拡大防止対策へのご協力をお願いします。

1. ごみに直接触れない
2. ごみ袋はしっかりしばって封をする (万一、マスク等のごみのごみ袋の外側に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。)
3. ごみを捨てた後は手を洗う

### ごみの捨て方

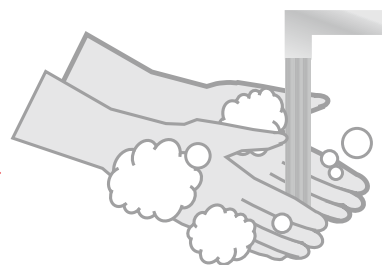
**1** ごみ箱にごみ袋をかぶせます。  
いっぱいになる前に早めに**2**のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。



**2** マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりしばります。



**3** ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

詳しくはこちら▶  
環境省公式ホームページ



- ・『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、みなさんが出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。

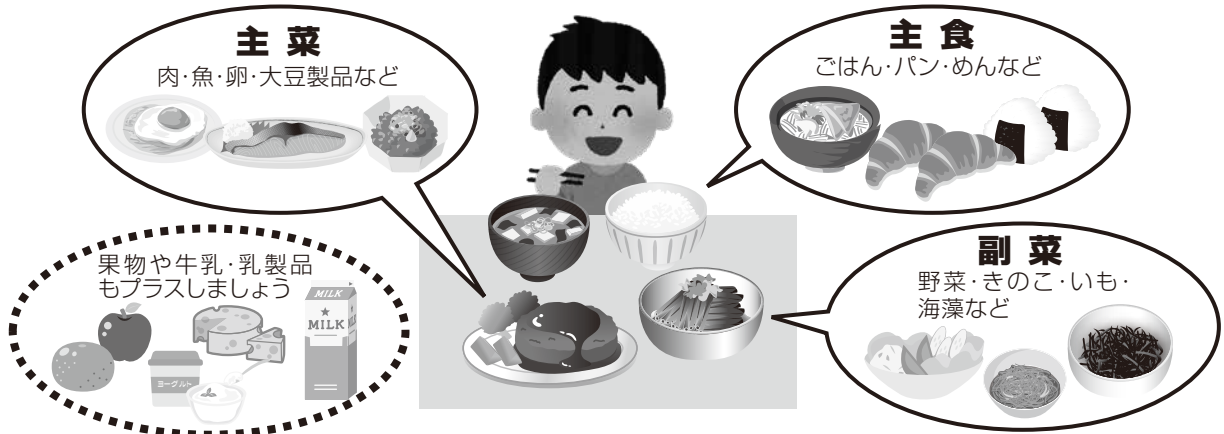
※斑鳩町指定可燃ごみ袋に入れて封をしたうえで、可燃ごみの収集日に排出してください。

# 毎年6月は食育月間 毎月19日は食育の日



～新型コロナウイルス感染症に負けない！バランス良く食べて、免疫力をあげましょう！～  
 現時点で、新型コロナウイルスに対する効果を示した食品は報告されていません。ウイルスに負けない・重症化しないための抵抗力をつけるためには、日々の健康管理が大切です。生活リズムを整え、3度の食事を規則正しくとり、バランスの良い食事で免疫力をあげて、ウイルスに負けない元気な身体づくりを心がけましょう。

## 主食・主菜・副菜をそろえて食べる習慣をつけましょう！



毎日の食事の積み重ねが、健康な体をつくり、健康な体はウイルスから体を守る土台になります。今だからこそ、栄養バランスのとれた食事を心がけましょう!!



子ども

## 健康カレンダー



=健康マイレージポイント対象事業です

事業名	実施日	受付時間	対象	内容など
乳幼児相談 (育児・栄養相談)	6月23日(火)	13:30~14:30	就学までの児	○育児や食事のことなどについての相談 持物：母子健康手帳 申込：各実施日の前日まで
	7月3日(金)	9:30~10:30		
身体計測	7月21日(火)	9:30~10:30	就学までの児	○身長・体重・頭囲・胸囲の測定 持物：母子健康手帳、健康マイレージポイントカード 申込：7月20日(月)まで
助産師相談	6月17日(火) 6月24日(火) 7月1日(火) 7月8日(火) 7月15日(火)	9:30~11:15	妊娠中の人や 乳幼児の保護者	○産前・産後についての相談や母乳育児・授乳などについての相談 申込：各実施日の前日まで



## パパママスクール(夏コース)の実施について

妊娠中は服薬や治療が難しく、妊婦の方が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合には、重症化する可能性があるため、新型コロナウイルス感染症防止の為、集団で実施するパパママスクールは、中止いたします。

妊娠や出産に関する相談等については、助産師による電話相談を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

### 健康相談予定表 (事前申込要：電話申込可)

事業名	実施日	時間	定員	内容
こころの健康相談 (精神保健福祉士による)	7月7日(火)	13:00~15:00	2人	気分が落ち込みやすくなった、理由もなく涙が出る、最近家族の様子がおかしいなどの電話相談。





## 6月4～10日は、歯と口の健康週間です!!

～年1回、歯周疾患検診を受けましょう～

歯周病のある人では、口の中の細菌が、血管の中に侵入して全身を巡ることもあり、それにより、糖尿病や誤嚥性肺炎、脳梗塞、肥満、心筋梗塞などにかかるリスクが引き上げられます。

歯周病を予防することは、全身の健康へとつながります。



**対象** 40歳以上の人

**内容** 問診・口腔内の診察

**実施期間** 令和3年2月末日まで

**費用** 町内医療機関で受ける場合 無料

町外医療機関で受ける場合 検診にかかった費用  
(助成金額上限3,850円)


**持物** 検診票・健康手帳

※受診の前に保健センターへお越しください。

検診票をお渡しします。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受診の際は今後の感染状況をふまえ、受診機関と相談のうえ受診してください。



 =健康マイレージポイント対象事業です

### ■ がん検診予定表(集団検診)(事前申込要:電話申込可)

### 家族そろってがん検診!

事業名	実施日	受付時間	対象者	注意事項
大腸がん検診 	6月18日(木) 容器提出日	9:00～ 11:00	35歳以上	○容器は提出日1週間前までに保健センターで購入してください。(容器代220円) ※事前申込不要
胃がん検診 (X線検査) 	7月9日(木)	8:30～ 10:00	35歳以上 (先着20人)	○胃がん検診を受ける人は、検査前日の夕食は消化の良いものにして、午後9時までにすませてください。検査当日の朝は、絶飲食です。 (水・たばこ・薬も飲まないでください) ○下記の方は、医師に相談のうえ、受診してください。 ・現在お薬を飲まれている人 ・けがや麻痺などがあり、運動に制限のある人 ○検査当日は、朝から入れ歯安定剤を使用しないでください。 ※過去にバリウムを飲んで体調が悪くなった人は申し込み時に必ずお伝えください。 ○喀たん検診を希望する人は、当日容器を保健センターで購入してください。(容器代220円)
胃がん(X線検査) ・肺がんセット 検診 			40歳以上 (先着20人)	
肺がん検診 	10:30～ 11:00	40歳以上 (先着10人)		
子宮頸がん検診 	7月10日(金)	13:15～ 13:45	20歳以上の女性 (先着20人)	○乳がん検診を受けられない人 ・ペースメーカーを入れている人 ・乳房の手術を受けた人(しこりの切除などを含む) ・授乳中または断乳直後の人 ○子宮頸がん検診を受けられない人 ・検査当日、生理中の人 ※子宮頸がん・乳がん検診は2年に1回です。 申し込み時に必ず、前回受診日をお知らせください。
乳がん検診 (マンモグラフィのみ) 			40歳以上の女性 (先着20人)	
子宮頸がん・乳がん (マンモグラフィのみ) セット検診 			14:00～ 14:45	

☆持物 健康手帳・健康マイレージポイントカード  
☆結果 4週間前後で異常の有無にかかわらず、通知します  
☆手話通訳・託児などが必要な人は事前申し込みが必要です

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにご協力ください!

- ①検診当日の朝には、体温の測定をお願いします。受付時に体調について確認させていただきます。
- ②発熱や体調不良のある方は来所をお控えください。
- ③受付時間は厳守をお願いします。(密集を避けるため、人数制限を行いながら実施します)
- ④検診車内の消毒等を行いながらの実施となりますので、通常より検診の時間がかかります。



# 斑鳩の自慢の逸品 斑鳩ブランド2019 ～ 認定品をご紹介します～

連載 ⑬

## クラシック斑鳩 ラベンダー商品

オレンジの庭  
(☎090-4765-0900)

斑鳩で育ったラベンダーをふんだんに使った様々な形をしたキュートなポプリです。



斑鳩ブランド創造協議会が認定した「斑鳩ブランド」。斑鳩の自慢の食べ物やグッズを順番にご紹介します。



## ラベンダーの香りで心を癒してください

ローマ時代より人々に愛され続けているラベンダー。「長い歴史と伝統を持ち人々に愛されるもの＝クラシック」をキーワードに生まれた、古くて新しい商品。



タンスに入れたりかばんに入れたり枕元に置いたり…。日々の生活の中に香りを取り入れてみてください。ラベンダーの香りは1年以上香ります♪

広報

# 斑鳩

6月号

令和2年6月1日発行  
(通巻657号)

### 人の動き

28,247人  
(前月比 +37)  
男13,385人  
女14,862人

11,893世帯  
(前月比 +32)

(令和2年4月30日現在)

問合せ  
斑鳩町総務部総務課

〒636-0198  
奈良県生駒郡斑鳩町  
法隆寺西3丁目7-12

☎ 0745-74-1001  
fax 0745-74-1011

※かけ間違いに注意!

Eメール  
info@town.ikaruga.nara.jp  
ホームページ  
http://www.town.ikaruga.nara.jp/



## 新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

### ①手洗い

### 正しい手の洗い方

手洗いの前に  
・爪は短く切っておきましょう  
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗います。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

### ②咳エチケット

### 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



何もせずに咳やくしゃみをする  
咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する (口・鼻を覆う)  
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う  
袖で口・鼻を覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan 厚生労働省

\*この「広報斑鳩」は毎月1日を挟む前後3日間(4月は1~3日、12月は26~28日)で、町内の全家庭に直接お届けしています。ご近所で配布されていない家庭がありましたらご連絡ください。

問合せ: 総務課 (☎0745-74-1001 内線273)